

5 政党とはどのような団体をいいますか。

規正法でいう「政党」とは、「党」という名称にとらわれず、政治団体のうち次のいずれかの要件に該当し、必要な届出をした団体をいいます（規正法3条②）。

- ① 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有するもの
- ② 直近に行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙、又は直近及び直近の前に行われた参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙の有効投票の総数の100分の2以上であるもの

ただし、他の政党に所属している衆議院議員又は参議院議員が所属する政治団体は除かれます。

なお、政党としての要件は、規正法第3条第2項、政党助成法第2条及び公選法第86条第1項でそれぞれ定めていますが、政党助成法では前述②に該当する団体に「衆議院議員又は参議院議員を有するもの」の要件を加え、公選法では逆に前述②に該当する団体の要件から「直近の前に行われた参議院議員の通常選挙」を除くなどその要件はやや異なっています。

6 「政党、政党の支部及び政治資金団体」と「その他の政治団体」はどのように違いますか。

規正法は、政党本位の資金体制を確立するために、「政党、政党の支部及び政治資金団体」と「その他の政治団体」に、次のような取扱上の差異を設けています。

- ① 政党は、政治資金団体を指定できます。しかし、その他の政治団体は指定できません（規正法6条の2）。
ただし、公職の候補者は、その者が代表者である政治団体のうちから、自らのために政治資金の拠出を受けるべき政治団体を「資金管理団体」として指定できます（規正法19条①）。
- ② 会社、労働組合等は、政党、政党の支部及び政治資金団体に対する寄附はできますが、その他の政治団体（資金管理団体を含む。）に対する寄附は禁止されません（規正法21条）。
- ③ 政党、政党の支部及び政治資金団体に対する寄附は、個人、会社、労働組合等がする場合であっても、それぞれの寄附の総枠制限の範囲内であれば規制されません。
これに対し、その他の政治団体（資金管理団体を含む。）に対する寄附は、個人によるものは年間 1,000 万円の範囲内（総枠制限）、かつ同一団体に対しては年間 150 万円以内（個別制限）に制限されます。また、その他の政治団体から同一団体に対する寄附は年間 5,000 万円を超えることができません（個別制限）（規正法21条の3及び22条）。
- ④ 公職の候補者の政治活動に関してする寄附は、政党及び政党の支部（政治資金団体を除く。）がするものは一切制限されません。
しかし、個人やその他の政治団体が政治活動に関してする寄附は、金銭等によるものは禁止（選挙運動を除く。）されています（規正法21条の2）。
- ⑤ 政党、政党の支部及び政治資金団体に対しては、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場においてされる1,000円以下の寄附は、匿名で行うことができます。
しかし、その他の政治団体に対しては、いかなる場合であっても匿名による寄附は禁止され、その寄附の所有権は国庫に帰属するものとされています（規正法22条の6）。

⑥ 政党（本部のみ）及び政治資金団体は、収支報告書の提出に際し「監査意見書」の添付が必要です。しかし、その他の政治団体は添付不要です（規正法 14 条）。

⑦ 個人がする寄附に対する税の優遇措置について、政党、政党の支部及び政治資金団体に対する寄附は、所得控除制度又は税額控除制度のいずれかを選択することができます。

しかし、その他の政治団体に対する寄附は、適格団体に対する寄附に限り、所得控除制度の対象となります（規正法 32 条の 4、租税特別措置法 41 条の 18）。

さらに、政党は、政党助成法に基づく届出によって国からの交付金（政党交付金）を受ける対象の団体となることができるのも大きな特徴です。

7 資金管理団体とはどのような団体をいいますか。

資金管理団体とは、公職の候補者が、その公職の候補者自身が代表となっている政治団体（複数の公職の候補者の後援を目的とした政治団体を除く。）から、「自らのために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定したもの」をいいます（規正法 19 条①）。

また、公職の候補者が指定することができる資金管理団体は、1つの団体に限られます。

このように資金管理団体は、政治団体が「資金管理団体という帽子」をかぶったものです。したがって、政治団体としての各種の届出の他に、資金管理団体としての指定・異動（必要に応じて）・取消・なくなった旨などの届出が必要となります。

なお、政治団体の本部及び支部はそれぞれ1つの政治団体とみなされるため、政治団体が支部を有する場合は、本部又は支部のいずれか1つを資金管理団体として指定することになります（規正法 19 条の 6）。

8 資金管理団体にはどのようなメリットがありますか。

公職の候補者が政治団体を資金管理団体として指定する「メリット」は、次のとおりです。

- ① 公職の候補者自身が、政党から受けた政治活動に関する寄附を、自らの資金管理団体に寄附（特定寄附といいます。）するときには、その寄附額について、寄附の量的制限（総枠制限、個別制限）が適用されません（規正法 21 条の 3④）。
- ② 公職の候補者が、自らの資金管理団体へする寄附で特定寄附以外の寄附（自己資金による寄附）について、寄附の量的制限のうち個別制限（年間 150 万円以内）が適用されません。総枠制限の上限額である 1,000 万円まで寄附が可能となります（規正法 22 条③）。
- ③ 公職の候補者は、選挙前の一定期間、自己の後援団体に寄附することが禁止されていますが、その後援団体を自らの資金管理団体として指定しているときには、期間を問わず寄附が可能となります（公選法 199 条の 5③）。

なお、上記のメリットがある反面、資金管理団体は、次のとおり資金管理団体以外の団体よりも詳しい収支報告をしなければなりません。

- ① 人件費以外の経常経費の明細（112・114 ページ参照）

資金管理団体は、政治活動費の内訳に加えて、経常経費のうち光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費の 1 件あたり 5 万円以上の支出について、政治活動費と同様に収支報告書に明細を記載するとともに、領収書等の写しを併せて提出しなければなりません。

なお、資金管理団体が国会議員関係政治団体である場合の収支報告書の記載については、国会議員関係政治団体の特例が適用されます（規正法 19 条の 5 の 2）。

- ② 保有不動産等の保有状況

資金管理団体が平成 19 年 8 月 6 日前から所有している不動産について、用途その他の個々の利用の現況を収支報告書に記載しなければなりません。なお、平成 19 年 8 月 6 日以降、資金管理団体は、不動産を取得し、又は保有してはならないこととされています（規正法 19 条の 2 の 2）。